

議案第11号

和光市高齢者住宅条例を廃止する条例を定めることについて

和光市高齢者住宅条例を廃止する条例を次のとおり定める。

和光市高齢者住宅条例を廃止する条例

和光市高齢者住宅条例（平成10年条例第30号）は、廃止する。

附 則

- 1 この条例は、平成30年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 施行日前にこの条例による廃止前の和光市高齢者住宅条例第4条第2項の規定により利用の許可を受けた者に係る同条例第6条の規定による使用料の徴収については、なお従前の例による。

平成30年2月25日提出

和光市長 松本 武洋

提 案 理 由

平成30年9月30日で高齢者住宅の借上契約が終了するので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。